（記載例）

第〇条（虐待の防止）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講ずる。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を年に〇回以上定期的に実施する。
3. 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。